

特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター
職位権限規程

2013年8月9日策定
2013年9月9日修正(案)
2013年10月理事会承認
2026年5月理事会承認

特活) せんだい・みやぎ NPO センターは、代表理事、副代表理事、常務理事、事務局長、事務局次長の職位権限を以下のように定める。
明記されている以外の案件が発生した場合は、適宜、当該決済権者から要請された役員・管理職にて協議のうえ決定する。

●代表理事決裁事項

1. 組織運営

センターの事業計画と予算に関する全般、理事会に関する全般
運営資金の安定化に関すること全般

2. 人事

事務局長・次長の昇格・降格

3. 業務

せんだい・みやぎソーシャルハブに関する全般

●副代表理事決裁事項

代表理事が指定した事柄および、下記の事柄。

1. 代表理事の補佐

代表理事が欠けた時、または業務遂行が困難な時における補佐および代行。

2. 助言・アドバイス

組織運営および人事に関する事項についての日常的な助言。

●常務理事決裁事項

代表理事決済以外の全ての事項および代表理事が指定した事柄。

●事務局長決裁事項

常務理事が指定した事柄。

●事務局次長決裁事項

事務局長が指定した事柄および主担当プロジェクト(事業)全般。